



環企発第 110830004 号
平成 23 年 8 月 30 日

社団法人全日本病院協会
会長 西澤寛俊 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長
佐藤敏信



石綿による健康被害の救済に関する法律の改正について

時下 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、石綿健康被害救済制度の運営に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行う必要があることから、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律が平成23年8月30日法律第104号をもって公布され、同日に施行されることとなりました。

これに伴い、平成 23 年 8 月 30 日に改正法の施行に関して「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「救済給付」の支給関係）について」（平成 23 年 8 月 30 日付け環企発第 110830002 号及び平成 23 年 8 月 30 日付け環企発第 110830003 号）を独立行政法人環境再生保全機構理事長並びに都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛に別添のとおり通知いたしましたので、貴会会員の皆様方に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、後日、改正法に関するリーフレットを送付しますので、救済制度の周知・広報に御活用ください。

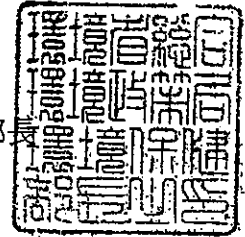
本制度の趣旨と手続を御理解いただき、今後とも制度の円滑な実施・運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。



環保企発第 110830002 号
平成 23 年 8 月 30 日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長



石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「救済給付」の支給関係）について（通知）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成 23 年 8 月 30 日法律第 104 号をもって公布され、同日から施行されることとなった。

改正の内容は下記のとおりであるから、貴職におかれては、下記の事項に十分留意され、改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律の施行及び周知の徹底に遺憾なきを期されたく、格段の御協力をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年に制定され、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により健康被害者に対し各種救済給付の支給を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところである。

今般、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等の請求期限の延長等を行う必要があることから、これらを内容とする改正が行われたものである。

第 2 特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

(1) 施行前死亡者の請求期限

改正法による改正前の石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「旧法」という。)においては、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、施行日(平成18年3月27日。以下同じ。)から6年(平成24年3月27日まで)とされていたが、改正法により、施行日から16年(平成34年3月27日まで)に延長されたこと。

(2) 未申請死亡者の請求期限

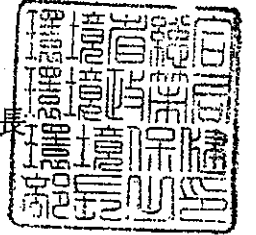
旧法においては、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、当該未申請死亡者の死亡の時から5年とされていたが、改正法により、当該未申請死亡者の死亡の時から15年に延長されたこと。



環保企発第 110830003 号
平成 23 年 8 月 30 日

都道府県知事 }
保健所設置市長 } 殿
特別区長 }

環境省総合環境政策局環境保健部長



石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「救済給付」の支給関係）について（通知）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成 23 年 8 月 30 日法律第 104 号をもって公布され、同日から施行されることとなりました。

改正法の施行については、別添のとおり「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「救済給付」の支給関係）について」（平成 23 年 8 月 30 日付け環保企発第 110830002 号）を独立行政法人環境再生保全機構理事長宛に通知しております。

貴職におかれましては、独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条の 2 に基づく委託契約業務の推進及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 26 条第 2 項の申請書等の経由事務を実施する際に参考としてください。

また、後日、改正法に関するリーフレットを送付しますので、救済制度の周知・広報に御活用ください。

石綿健康被害救済法改正 要綱

一 特別遺族弔慰金等に関する改正（環境省関係）

○ 請求期限の延長

① 施行前死亡者の場合

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者の遺族の請求期限を、施行日から 16 年を経過したときとすること。（第 22 条第 2 項関係）※ 現行法は「施行日から 6 年」

② 未申請死亡者の場合

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡の時から 15 年を経過したときとすること。

（第 22 条第 2 項関係）※ 現行法は「当該未申請死亡者の死亡の時から 5 年」

（参考）

特別遺族給付金に関する改正（厚生労働省関係）

1 支給対象の拡大

石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日（平成 18 年 3 月 27 日）から 10 年を経過する日（平成 28 年 3 月 27 日）の前日まで（*）に死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対しても、特別遺族給付金を支給すること。

（第 2 条第 2 項関係）※ 現行法は「施行日の前日まで」に死亡

（*） 1のうち、平成 18 年 3 月 27 日から改正法施行日の前日の 5 年前までの間に死亡した労働者等に係る特別遺族給付金（＝平成 23 年 3 月 27 日から改正法施行日までの間に労災の時効が完成した場合）については、労災の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給するものとする。

2 請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を、施行日から 16 年を経過したときとすること。（第 59 条第 5 項関係）

※ 現行法は「施行日から 6 年」

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

1. 目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

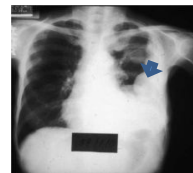
2. 救済給付の支給制度

(1) 救済給付の対象となる指定疾病

- ①中皮腫
 - ②気管支又は肺の悪性新生物
 - ③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
 - ④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (③、④は平成22年7月1日より追加)

(参考)

- ①肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍。(写真)
- ②気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍(肺がん)。



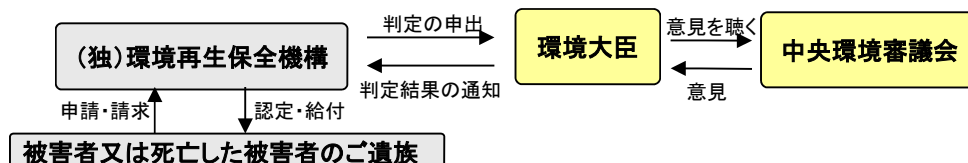
(2) 救済給付の内容

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者(被認定者)、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者又は申請をしないでこの指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族に対し、以下の支給を行う。(なお、労災補償等の対象になる者は除かれる。)

被認定者に係る給付	医療費 療養手当 葬祭料	(自己負担分) 103,870円/月 199,000円
施行前に死亡した者、 未申請で死亡した者 の遺族に係る給付	特別遺族弔慰金 特別葬祭料	2,800,000円 199,000円
その他	救済給付調整金	

(3) 認定の仕組み

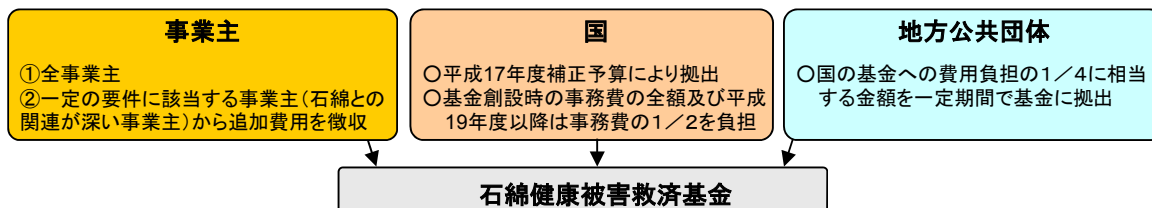
- 石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定(認定の効力は療養開始日に遡って発生)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、(独)環境再生保全機構が実施する。
- 機構は、認定等を行うときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。



○施行状況: 受付件数10,158件、認定件数6,970件(平成23年7月31日現在)

(4) 救済給付の費用

- 救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- 政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- 救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- 石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。



3. 特別遺族給付金の支給制度

上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

<表>

アスベスト(石綿)健康被害者のご遺族の皆様へ 「特別遺族弔慰金・特別葬祭料」の請求期限が10年延長されました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正により
「特別遺族弔慰金」の請求期限が延長されました。

① 中皮腫及び石綿による肺がんによりお亡くなりになった場合

お亡くなりになった日	改正後請求期限	(改正前請求期限)
平成18年3月26日まで	平成34年3月27日まで	(平成24年3月27日まで)
平成18年3月27日から 平成20年11月30日まで	平成35年12月1日	(平成25年12月1日)
平成20年12月1日以降	死亡後15年以内	(死亡後5年以内)

② 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚によりお亡くなりになった場合

お亡くなりになった日	改正後請求期限	(改正前請求期限)
平成22年6月30日まで	平成38年7月1日まで	(平成28年7月1日まで)
平成22年7月1日以降	死亡後15年以内	(死亡後5年以内)

労働者(労災保険に加入していた方)のご遺族を対象とする「特別遺族給付金」についても改正が行われました。

特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

※特別遺族給付金との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものか分からない場合、特別給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

お問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

〒212-8554神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー9F

<http://www.erca.go.jp/asbestos/index.html>

0120-389-931

受付時間9:30～17:30(土・日・祝・年末年始12/29～1/3を除く)

<裏>

—救済給付の対象となる指定疾病—

- 1: 中皮腫
- 2: 肺がん
- 3: 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
- 4: 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

これらの疾病により、現在療養中の方やそのご遺族の方は、
労働保険等の対象とならない場合でも

「石綿による健康被害の救済等に関する法律」により、
医療費、弔慰金等の救済給付が受けられます。

(認定申請が必要です。また、認定の決定に際して、一定の審査があります。)

また、お心当たりの方への情報提供にご協力お願いいたします。

■申請等の受付について

環境再生保全機構、環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等にご相談のうえ、申請等の
手続きを行ってください。

ご相談には、環境再生保全機構フリーダイヤル0120-389-931もご利用できます。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正により
「特別遺族弔慰金・特別葬祭料」の請求期限が10年延長されました。

(1)療養中の方への救済給付

- 医療費(自己負担分)・・・療養開始日から支給されます(認定申請日から最大3年前までさかのぼって請求することができます)
- 療養手当(約10万円)・・・療養開始日または認定申請日の3年前の日が属する月の翌月から療養等が不要になった日が属する月まで毎月支給されます。

(2)特別遺族弔慰金の救済給付(認定の申請をしないでお亡くなりになった方のご遺族への給付)

- 特別遺族弔慰金(280万円)・特別葬祭料(約20万円)が支給されます。
- ①中皮腫・石綿による肺がんにより亡くなられた方のご遺族への救済給付
 - (ア)平成18年3月26日以前(この法律の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成34年3月27日までです。
 - (イ)平成18年3月27日以後(法律施行後)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後15年以内です。ただし、改正法施行前(平成20年12月1日より前)に亡くなられた方のご遺族の請求期限は平成35年12月1日(改正法の施行日より15年以内)です。
- ②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により亡くなられた方のご遺族への救済給付
 - (ア)平成22年6月30日以前(改正政令の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成38年7月1日までです。
 - (イ)平成22年7月1日以後(改正政令施行日以降)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後15年以内です。